



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第十回】 「やる気」が出ないのには合理的な理由 があるの巻～試験前夜に掃除がしたくなるわけ～

中間試験が明日に迫り、やっと危機感を抱き勉強しようという気になった。せめて今日一日徹夜で勉強すれば、少しは悲惨な結果を免れられるかもしれない…。そう意気込んで自分の部屋に閉じこもること4時間。その間にやったことといえば、完璧に部屋をきれいにすること

だった。いや、その後30分ほどきれいになった部屋でマンガも読んだ。…というような経験はありませんか。私はいつもそうでした。

これらを例に、「やる気」を高める方法を追求した本を今回はご紹介します。「一瞬で『やる気』がでる脳のつくり方(佐々木正悟著、ソーテック社)」という本です。「やる気」をテーマにした本があふれているなか、他の本と大きく違っているのは、「やる気」を出したいのに実際には思いどおりに「やる気」を出すことができない、その合理的な理由を明らかにしている点です。「やる気」の性質と限界を知った上で、「やる気」に関して私たちがとるべき方針を、脳科学と進化心理学から明確にしています。自己啓発の本というよりは、面白い論文を読んでいる感覚に近かったので紹介します。

話は、「やる気」はお金と同様に無限ではないということから始まります。「やる気」は有限であるがゆえに、いざという緊急事態に備えて、脳は「やる気」を節約しようと働くそうです。そして、私たちの生活には、あまりにもたくさんやるべきことがありすぎて、脳の供給できる「やる気」の量を上回っている常態にあります。

この理論によれば、冒頭の例は次のように説明できます。「やる気」とは、「何か」をするためのエネルギーであって、「勉強をするために」特化されているわけでも、「掃除をするために」特化されているわけでもありません。特定財源ではないわけです。この便利さゆえに「脳」は何かと「やる気」を節約しようとします。そのため、「勉強をするのに十分なやる気」を供給せずに、「勉強にとりかかるために何とか足りる」程度の「やる気」しか「脳」は供給しません。学生はこの程度の「やる気」ではとうてい猛勉強に励むことができず、もっと「やる気」を「脳」に要求しますが「脳」はくれません。そこで学生は「自分がやる気になれないのは環境が悪いせいだ。きれいな部屋で取り組みればもっとやる気になるかもしれない。」と考えます。そして「勉強にとりかかるために何とか足りるやる気」を「部屋の掃除」に使いきってしまうわけです。

もちろんこの本は、「やる気」によってできるのはつまらないことに過ぎない」と言っているわけではなく、どうすれば「やる気」が出るか、どうすれば「やる気」をコントロールできるか、について具体的な方法を紹介していますので、自分をより有能にして、ストレスレスな生活を送るための参考になります。「仕事(勉強)をする気力がわかない」、「部下のやる気を引き出したい」、「最近何もする気が起きない」、「締切りギリギリにならないと手に付かない」、「ダイエットを成功させたい」といった人向けの本です。

なかむら のりこ
(中村 慎子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (特殊支配同族会社の役員給与損金不算入)

私はA株式会社(9月決算)の代表取締役です。業務主宰役員の役員報酬額のうち、給与所得控除相当額を法人所得の計算上損金不算入とする制度が創設されたとききました。

A社で常務に従事している役員は私だけで、A社株式の全てを私が所有しています。会社設立以来税務上の欠損となった事業年度はなく、平成16年9月期から平成19年9月期までの各事業年度の私の役員報酬は每期1,800万円です。

A社の平成19年9月期決算でこの制度が適用されますか？

Answer

この制度が適用されます。

ご質問の事例の場合、A社の業務主宰役員であるあなたの給与所得控除相当額の260万円が損金不算入となり、A社の法人所得の計算上加算されることとなります。

解説



特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度は、平成18年度税制改正によって創設され、次の及びの条件を満たす同族会社(特殊支配同族会社)が、の条件を満たす場合に原則として適用されます。(平成18年4月1日以降開始事業年度から適用)

業務主宰役員とその関連者(業務主宰役員グループ)の持株割合等が90%以上である。

常務に従事する役員の過半数が業務主宰役員グループである。

基準所得金額(当期前3年間の各事業年度における所得金額又は欠損金額及び業務主宰役員給与額等を基礎として計算した金額の平均額)が1,600万円超(平成19年3月31日以前開始事業年度においては800万円超)である。

ご質問の事例の場合、業務主宰役員であるあなたの役員報酬が1,800万円(平成19年9月期)ですので、給与所得控除相当額の260万円が、A社の所得計算上損金不算入となります。
(1,800万円×5%+170万円=260万円)

この制度の適用除外となるためには、次の方法が考えられます。

業務主宰役員グループ以外の者へ保有株式の10%超を譲渡する。

業務主宰役員グループ以外の者を役員とし、常務従事役員のうち業務主宰役員グループの占める割合を50%以下にする。

ただし、株主の議決権行使の際に業務主宰役員グループと同一内容の議決権を行使することに同意している者は同じグループに含まれますし、会社の経営に関する業務を役員として実質的に日常継続的に遂行していない者は常務従事役員にはカウントされません。

形式的な株式譲渡や役員変更では適用除外とはなりませんので注意が必要です。

根拠条文等

法人税法 第35条(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)

法人税法施行令 第72条(特殊支配同族会社の判定等)

同 72条の2(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等)

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に関する質疑応答事例(18年12月 国税庁)